

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
41	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
42	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
43	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
44	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第41号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第29条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

第32条第1項第1号中「第43条」を「第26条の7」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

行政職給料表

ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
	2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
	3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
	4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
	5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
	6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
	7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
	8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
	9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
	10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
	11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
	12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
	13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
	14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300
	15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
	16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
	17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
	18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
	19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
	20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900
	21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
	22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
	23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
	24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
	25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
	26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
	27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
	28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
	29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
	30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
	31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
	32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
	33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
	34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
	35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
	36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
	37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
	38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600
	39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
	40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200
	41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
	42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
	43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
	44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600
75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600
81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100
84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600
85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100
86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	

93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	307,200	352,200	396,500	420,000		
111	308,000	352,600	396,900	420,400		
112	308,800	353,000	397,300	420,800		
113	309,400	353,400	397,700	421,200		
114	310,100	353,800	398,100	421,600		
115	310,700	354,200	398,500	422,000		
116	311,300	354,600	398,900	422,400		
117	311,800	355,000	399,300	422,800		
118	312,300	355,400	399,700	423,200		
119	312,700	355,800	400,100	423,600		
120	313,100	356,200	400,500	424,000		
121	313,400	356,600	400,900	424,400		
122	313,800		401,300	424,800		
123	314,200		401,700	425,200		
124	314,600		402,100	425,600		
125	315,000		402,500	426,000		
126	315,300		402,900	426,400		
127	315,700		403,300	426,800		
128	316,100		403,700	427,200		
129	316,500		404,100	427,600		
130	316,900		404,500			
131	317,300		404,900			
132	317,700		405,300			
133	318,000		405,700			
134	318,400					
135	318,700					
136	319,000					
137	319,300					
138	319,600					
139	319,900					
140	320,200					

	141	320,500					
	142	320,800					
	143	321,100					
	144	321,400					
	145	321,700					
	146	322,000					
	147	322,300					
	148	322,600					
	149	322,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
	40	180,700	271,300	298,900	311,100
	41	181,300	272,700	300,500	313,000
	42	182,200	274,000	302,100	314,900
	43	183,100	275,500	303,600	316,700
	44	184,200	276,800	305,100	318,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	185,300	278,200	306,700	320,300
46	186,600	279,500	308,200	322,200
47	188,000	280,800	309,600	323,900
48	189,200	282,000	311,100	325,700
49	190,700	283,300	312,500	327,400
50	192,100	284,600	313,900	329,100
51	193,800	285,800	315,300	330,700
52	195,300	286,900	316,600	332,300
53	197,000	288,100	317,900	333,800
54	198,300	289,100	319,200	335,400
55	199,800	290,200	320,400	336,800
56	201,200	291,100	321,500	338,300
57	202,400	292,100	322,500	339,600
58	204,000	293,100	323,700	341,000
59	205,500	294,000	324,600	342,300
60	206,900	294,800	325,400	343,600
61	208,500	295,500	326,300	344,700
62	209,700	296,300	327,000	345,700
63	211,100	297,000	327,800	346,600
64	212,700	297,700	328,400	347,500
65	214,100	298,300	329,100	348,400
66	215,400	298,900	329,800	349,100
67	216,600	299,400	330,400	349,900
68	218,200	299,900	330,900	350,600
69	219,700	300,500	331,300	351,300
70	220,900	301,000	332,000	351,900
71	222,300	301,500	332,600	352,600
72	223,900	301,900	333,000	353,200
73	225,400	302,400	333,400	353,800
74	226,700	302,800	333,900	354,300
75	228,200	303,300	334,300	354,900
76	229,600	303,700	334,700	355,500
77	231,000	304,100	335,100	356,000
78	232,300	304,500	335,600	356,400
79	233,700	305,000	336,000	356,900
80	235,200	305,400	336,400	357,400
81	236,600	305,800	336,900	357,800
82	237,900	306,200	337,300	358,200
83	239,300	306,600	337,700	358,600
84	240,600	307,100	338,200	359,000
85	242,000	307,500	338,500	359,400
86	243,200	307,800	338,900	359,800
87	244,500	308,200	339,400	360,300
88	245,900	308,500	339,700	360,600
89	247,700	308,900	340,100	361,000
90	248,700	309,200	340,400	361,500
91	250,100	309,600	340,700	361,900
92	251,300	309,900	341,100	362,200

93	252,600	310,300	341,400	362,500
94	253,900	310,600	341,800	362,900
95	255,200	311,000	342,100	363,300
96	256,400	311,300	342,500	363,600
97	257,700	311,700	342,800	363,900
98	259,000	312,000	343,200	364,300
99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000
101	262,500	313,100	344,200	365,300
102	263,700	313,500	344,500	365,700
103	264,900	313,900	344,900	366,000
104	265,900	314,300	345,200	366,400
105	267,000	314,700	345,600	366,700
106	268,000	315,100	345,900	367,100
107	269,100	315,500	346,300	367,400
108	270,200	315,900	346,600	367,800
109	271,100	316,300	347,000	368,100
110	272,100	316,600	347,300	368,500
111	273,100	316,900	347,600	368,800
112	274,000	317,200	348,000	369,200
113	274,900	317,500	348,300	369,500
114	275,800	317,800	348,700	369,900
115	276,600	318,100	349,000	370,200
116	277,400	318,400	349,400	370,600
117	278,200	318,700	349,700	370,900
118	278,900	319,000	350,100	371,300
119	279,700	319,300	350,500	371,600
120	280,400	319,600	350,900	372,000
121	280,900	319,900	351,300	372,300
122	281,600	320,100	351,700	
123	282,100	320,300	352,100	
124	282,700	320,500	352,500	
125	283,100	320,700	352,900	
126	283,600	320,900	353,300	
127	283,900	321,100	353,700	
128	284,300	321,300	354,100	
129	284,600	321,500	354,500	
130	284,900	321,700	354,900	
131	285,300	321,900	355,300	
132	285,700	322,100	355,700	
133	286,000	322,300	356,100	
134	286,300	322,400	356,500	
135	286,700	322,500	356,900	
136	287,000	322,600	357,300	
137	287,400	322,700	357,700	
138	287,700	322,800	358,100	
139	288,100	322,900	358,500	
140	288,500	323,000	358,900	

	141	288,700	323,100	359,300	
	142	289,100	323,200	359,700	
	143	289,400	323,300	360,100	
	144	289,700	323,400	360,500	
	145	289,900	323,500	360,900	
	146	290,200	323,600	361,300	
	147	290,500	323,700	361,700	
	148	290,700	323,800	362,100	
	149	291,000	323,900	362,500	
	150	291,300		362,900	
	151	291,600		363,300	
	152	291,800		363,700	
	153	292,100		364,100	
	154	292,400		364,400	
	155	292,600		364,700	
	156	292,900		365,000	
	157	293,200		365,300	
	158	293,500			
	159	293,800			
	160	294,100			
	161	294,400			
	162	294,700			
	163	295,000			
	164	295,300			
	165	295,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		213,000	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	215,200	326,400	415,200
	2	217,700	330,000	418,000
	3	220,300	334,000	420,800
	4	222,700	337,700	423,600
	5	225,100	341,600	426,600
	6	227,700	345,400	429,500
	7	230,000	349,300	432,400
	8	232,600	352,900	435,200
	9	235,300	356,800	438,000
	10	238,000	360,900	440,900
	11	241,000	365,000	443,700
	12	243,800	369,000	446,500
	13	246,600	372,900	449,400
	14	250,500	376,800	452,400
	15	254,300	380,400	455,300
	16	258,000	384,000	458,000
	17	261,700	387,900	460,600
	18	265,600	390,800	463,300
	19	269,300	393,500	466,200
	20	273,200	396,500	468,900
	21	277,200	399,500	471,600
	22	280,900	402,200	474,300
	23	284,700	405,100	477,100
	24	288,200	407,900	479,700
	25	291,900	410,500	482,500
	26	295,500	413,200	485,100
	27	298,900	415,900	487,500
	28	302,500	418,500	489,900
	29	306,100	421,100	492,500
	30	309,500	423,700	495,000
	31	313,100	426,300	497,300
	32	316,700	428,700	499,800
	33	320,100	431,100	502,200
	34	323,600	433,600	504,700
	35	326,800	436,000	507,100
	36	330,100	438,500	509,600
	37	333,700	440,800	511,900
	38	337,200	443,200	514,000
	39	340,800	445,600	516,200
	40	344,000	448,000	518,200
	41	347,300	450,500	520,400
	42	350,200	452,700	522,100
	43	353,200	455,000	523,900
	44	356,100	457,100	525,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	359,000	459,100	527,600
46	361,900	461,300	528,800
47	365,000	463,300	530,100
48	368,000	465,200	531,400
49	370,600	467,100	532,700
50	372,400	468,900	533,900
51	374,200	470,600	535,100
52	376,100	472,300	536,300
53	377,800	473,900	537,400
54	379,700	475,100	538,400
55	381,600	476,200	539,400
56	383,300	477,200	540,300
57	385,000	478,200	541,300
58	386,600	479,200	542,200
59	388,000	480,300	543,100
60	389,600	481,400	544,100
61	391,100	482,400	545,100
62	392,400	483,100	546,000
63	393,600	483,900	547,100
64	394,800	484,700	548,100
65	396,000	485,300	549,100
66	397,100	486,100	550,100
67	398,100	486,700	551,100
68	399,300	487,400	552,100
69	400,100	488,000	553,100
70	400,900	488,500	554,100
71	401,700	488,800	555,100
72	402,400	489,300	556,000
73	403,100	489,800	557,000
74	403,800	490,400	558,000
75	404,500	490,800	558,900
76	405,300	491,200	559,800
77	406,100	491,600	560,800
78	406,800	492,000	561,700
79	407,500	492,400	562,600
80	408,200	492,900	563,400
81	408,900	493,400	564,300
82	409,400	493,800	565,100
83	410,000	494,200	566,000
84	410,700	494,700	566,800
85	411,600	495,300	567,600
86	412,200	495,900	568,400
87	412,800	496,500	569,200
88	413,500	496,900	569,900
89	414,100	497,400	570,600
90	414,600	498,000	571,300
91	415,100	498,500	572,100
92	415,600	499,000	572,900

	93	416,000	499,500	573,600
	94	416,400	500,100	574,400
	95	416,800	500,600	575,100
	96	417,300	501,100	575,800
	97	417,800	501,600	576,500
	98	418,200	502,100	577,100
	99	418,700	502,600	577,800
	100	419,100	503,200	578,500
	101	419,500	503,700	579,200
	102	419,900	504,200	579,900
	103	420,300	504,700	580,500
	104	420,800	505,300	581,100
	105	421,300	505,800	581,900
	106	421,800		582,600
	107	422,300		583,300
	108	422,800		584,000
	109	423,200		584,600
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		296,000	356,900	417,800

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,200	209,900	236,100	260,800	288,700
	2	155,400	211,300	237,900	262,500	290,900
	3	156,600	212,600	239,700	264,400	293,300
	4	157,800	213,900	241,400	266,300	295,700
	5	159,000	215,200	243,200	268,500	298,000
	6	160,300	216,400	245,100	270,500	300,400
	7	161,600	217,700	247,000	272,400	302,800
	8	162,900	219,100	248,900	274,500	305,200
	9	164,200	220,700	250,700	276,600	307,700
	10	165,600	222,100	252,700	278,700	310,200
	11	167,100	223,600	254,600	280,700	312,500
	12	168,500	225,100	256,500	282,900	314,900
	13	169,900	226,500	258,300	284,900	317,400
	14	171,400	228,000	260,200	287,100	319,900
	15	172,900	229,600	262,000	289,200	322,200
	16	174,500	231,100	264,100	291,400	324,600
	17	176,100	232,700	266,100	293,700	327,200
	18	177,900	234,200	268,100	296,000	329,700
	19	179,800	235,700	270,100	298,200	332,200
	20	181,700	237,400	272,200	300,400	334,900
	21	183,500	239,400	274,100	302,600	337,400
	22	185,200	241,100	276,200	304,800	340,100
	23	187,000	243,000	278,200	307,100	342,700
	24	188,800	244,700	280,200	309,300	345,400
	25	190,400	246,400	282,400	311,500	348,000
	26	192,100	248,100	284,700	313,900	350,700
	27	193,900	249,900	287,100	316,400	353,400
	28	195,600	251,800	289,500	318,900	356,100
	29	197,300	253,600	291,900	321,400	358,800
	30	198,300	255,700	293,800	323,800	361,600
	31	199,300	257,800	295,900	326,300	364,400
	32	200,300	259,900	298,000	328,600	367,200
	33	201,200	262,000	300,200	330,900	370,000
	34	202,400	263,600	302,100	333,200	372,600
	35	203,500	265,400	304,200	335,500	375,200
	36	204,700	267,200	306,400	337,900	377,900
	37	205,900	269,200	308,500	340,200	380,600
	38	207,200	270,800	310,500	342,500	383,300
	39	208,600	272,600	312,500	344,800	385,700
	40	210,000	274,400	314,600	347,100	388,300
	41	211,400	276,400	316,700	349,300	390,800
	42	212,800	277,900	318,900	351,500	393,400
	43	214,500	279,800	320,900	353,800	395,800
	44	216,200	281,700	323,000	355,900	398,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	217,600	283,600	324,900	358,100	400,700
46	219,100	285,300	327,000	360,300	403,100
47	220,800	287,200	329,000	362,400	405,300
48	222,400	289,000	331,100	364,500	407,500
49	223,800	290,800	333,100	366,500	409,600
50	225,500	292,500	335,100	368,600	411,600
51	227,300	294,200	337,000	370,600	413,400
52	229,100	295,900	339,000	372,600	415,200
53	231,000	297,500	341,000	374,600	416,900
54	232,300	299,100	343,000	376,500	418,400
55	233,700	300,900	344,900	378,400	419,900
56	235,400	302,400	346,700	380,200	421,300
57	237,200	304,100	348,600	381,900	422,500
58	238,500	305,700	350,500	383,700	423,700
59	239,900	307,300	352,200	385,400	424,800
60	241,600	309,000	354,000	387,100	425,700
61	243,400	310,600	355,800	388,600	426,700
62	244,700	312,100	357,500	390,200	427,600
63	246,200	313,700	359,200	391,700	428,400
64	248,000	315,300	360,900	393,100	429,200
65	249,500	316,800	362,500	394,400	430,000
66	251,000	318,300	364,200	395,500	430,700
67	252,500	319,800	365,800	396,600	431,500
68	254,100	321,200	367,300	397,600	432,200
69	255,500	322,700	368,800	398,600	432,800
70	256,900	324,100	370,300	399,400	433,500
71	258,400	325,500	371,700	400,300	434,100
72	259,900	326,800	373,000	401,100	434,700
73	261,400	328,100	374,300	401,900	435,200
74	262,800	329,300	375,500	402,600	435,800
75	264,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	265,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	267,200	332,700	378,500	404,800	437,500
78	268,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	270,000	334,800	380,300	406,100	438,700
80	271,400	335,800	381,000	406,700	439,100
81	272,900	336,600	381,800	407,300	439,600
82	274,300	337,500	382,600	407,800	440,100
83	275,700	338,300	383,300	408,400	440,600
84	277,100	339,100	383,900	408,900	441,100
85	278,500	339,700	384,600	409,400	441,600
86	279,900	340,400	385,200	409,800	442,100
87	281,400	341,000	385,800	410,300	442,600
88	282,700	341,600	386,300	410,800	443,100
89	284,100	342,200	386,800	411,200	443,600
90	285,500	342,800	387,300	411,700	444,100
91	286,800	343,400	387,800	412,200	444,600
92	288,000	343,900	388,300	412,600	445,100

93	289,300	344,400	388,800	413,000	445,500
94	290,600	344,900	389,300	413,500	446,000
95	291,800	345,400	389,800	414,000	446,500
96	292,900	345,900	390,300	414,400	447,000
97	294,100	346,400	390,800	414,800	447,500
98	295,300	346,800	391,200	415,200	448,000
99	296,500	347,300	391,700	415,600	448,500
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500
110	307,200	352,200	396,500	420,000	
111	308,000	352,600	396,900	420,400	
112	308,800	353,000	397,300	420,800	
113	309,400	353,400	397,700	421,200	
114	310,100	353,800	398,100	421,600	
115	310,700	354,200	398,500	422,000	
116	311,300	354,600	398,900	422,400	
117	311,800	355,000	399,300	422,800	
118	312,300		399,700		
119	312,700		400,100		
120	313,100		400,500		
121	313,400		400,900		
122	313,800		401,300		
123	314,200		401,700		
124	314,600		402,100		
125	315,000		402,500		
126	315,300		402,900		
127	315,700		403,300		
128	316,100		403,700		
129	316,500		404,100		
130	316,900		404,500		
131	317,300		404,900		
132	317,700		405,300		
133	318,000		405,700		
134	318,400				
135	318,700				
136	319,000				
137	319,300				
138	319,600				
139	319,900				
140	320,200				

	141	320,500				
	142	320,800				
	143	321,100				
	144	321,400				
	145	321,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		200,800	234,700	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,900	213,400	237,200	261,400	288,700
	2	167,400	214,500	238,900	263,200	290,900
	3	168,900	215,500	240,600	265,200	293,300
	4	170,400	216,500	242,200	267,200	295,700
	5	171,900	217,600	243,900	269,400	298,000
	6	173,400	218,600	245,700	271,400	300,400
	7	175,000	219,700	247,600	273,300	302,800
	8	176,500	221,000	249,500	275,400	305,200
	9	178,000	222,500	251,300	277,500	307,700
	10	179,600	223,700	253,300	279,600	310,200
	11	181,200	225,000	255,200	281,600	312,500
	12	182,800	226,300	257,100	283,800	314,900
	13	184,300	227,600	258,900	285,800	317,400
	14	185,800	229,100	260,800	288,000	319,900
	15	187,400	230,600	262,500	290,100	322,200
	16	188,900	232,100	264,600	292,200	324,600
	17	190,300	233,700	266,600	294,400	327,200
	18	191,600	235,200	268,600	296,600	329,700
	19	193,000	236,700	270,600	298,800	332,200
	20	194,400	238,300	272,600	301,000	334,900
	21	195,700	240,200	274,400	303,200	337,400
	22	197,500	241,800	276,500	305,400	340,100
	23	199,300	243,600	278,500	307,700	342,700
	24	200,900	245,300	280,500	309,900	345,400
	25	202,500	247,000	282,700	312,100	348,000
	26	203,200	248,700	285,000	314,500	350,700
	27	203,900	250,500	287,400	317,000	353,400
	28	204,500	252,300	289,800	319,500	356,100
	29	205,100	254,000	292,200	322,000	358,800
	30	205,800	256,000	294,100	324,300	361,600
	31	206,500	258,000	296,200	326,700	364,400
	32	207,500	260,000	298,300	329,000	367,200
	33	208,500	261,700	300,400	331,300	370,000
	34	209,400	263,700	302,400	333,600	372,600
	35	210,500	265,800	304,400	335,900	375,200
	36	211,500	267,900	306,500	338,300	377,900
	37	212,700	270,000	308,600	340,500	380,600
	38	214,000	271,600	310,500	342,700	383,300
	39	215,500	273,400	312,500	345,000	385,700
	40	217,000	275,200	314,700	347,300	388,300
	41	218,600	277,100	316,800	349,500	390,800
	42	219,900	278,600	318,900	351,700	393,400
	43	221,400	280,400	320,900	353,900	395,800
	44	223,000	282,300	323,000	355,900	398,300
	45	224,600	284,100	325,000	358,100	400,700
	46	226,300	285,700	327,000	360,300	403,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

47	228,200	287,500	329,000	362,400	405,300
48	230,000	289,200	331,100	364,500	407,500
49	231,800	291,000	333,100	366,500	409,600
50	233,100	292,600	335,100	368,600	411,600
51	234,500	294,300	337,000	370,600	413,400
52	236,300	296,000	339,000	372,600	415,200
53	238,000	297,600	341,000	374,600	416,900
54	239,300	299,200	343,000	376,500	418,400
55	240,700	300,900	344,900	378,400	419,900
56	242,400	302,400	346,700	380,200	421,300
57	244,100	304,100	348,600	381,900	422,500
58	245,400	305,700	350,500	383,700	423,700
59	246,800	307,300	352,200	385,400	424,800
60	248,400	309,000	354,000	387,100	425,700
61	250,000	310,600	355,800	388,600	426,700
62	251,300	312,100	357,500	390,200	427,600
63	252,800	313,700	359,200	391,700	428,400
64	254,400	315,300	360,900	393,100	429,200
65	255,900	316,800	362,500	394,400	430,000
66	257,300	318,300	364,200	395,500	430,700
67	258,900	319,800	365,800	396,600	431,500
68	260,400	321,200	367,300	397,600	432,200
69	261,800	322,700	368,800	398,600	432,800
70	263,100	324,100	370,300	399,400	433,500
71	264,500	325,500	371,700	400,300	434,100
72	266,000	326,800	373,000	401,100	434,700
73	267,500	328,100	374,300	401,900	435,200
74	268,700	329,300	375,500	402,600	435,800
75	270,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	271,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	273,100	332,700	378,500	404,800	437,500
78	274,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	275,900	334,800	380,300	406,100	438,700
80	277,300	335,800	381,000	406,700	439,100
81	278,700	336,600	381,800	407,300	439,600
82	280,000	337,500	382,600	407,800	440,100
83	281,400	338,300	383,300	408,400	440,600
84	282,700	339,100	383,900	408,900	441,100
85	284,100	339,700	384,600	409,400	441,600
86	285,500	340,400	385,200	409,800	442,100
87	286,900	341,000	385,800	410,300	442,600
88	288,100	341,600	386,300	410,800	443,100
89	289,400	342,200	386,800	411,200	443,600
90	290,600	342,800	387,300	411,700	444,100
91	291,900	343,400	387,800	412,200	444,600
92	293,000	343,900	388,300	412,600	445,100
93	294,100	344,400	388,800	413,000	445,500
94	295,300	344,900	389,300	413,500	446,000
95	296,500	345,400	389,800	414,000	446,500
96	297,600	345,900	390,300	414,400	447,000

	97	298,600	346,400	390,800	414,800	447,500
	98	299,700	346,800	391,200	415,200	448,000
	99	300,800	347,300	391,700	415,600	448,500
	100	301,800	347,800	392,200	416,000	449,000
	101	302,700	348,300	392,700	416,400	449,500
	102	303,700	348,700	393,200	416,800	450,000
	103	304,600	349,200	393,700	417,200	450,500
	104	305,500	349,700	394,100	417,600	451,000
	105	306,400	350,200	394,500	418,000	451,500
	106	307,200	350,600	394,900	418,400	452,000
	107	308,000	351,000	395,300	418,800	452,500
	108	308,800	351,400	395,700	419,200	453,000
	109	309,400	351,800	396,100	419,600	453,500
	110	310,100	352,200	396,500	420,000	
	111	310,700	352,600	396,900	420,400	
	112	311,300	353,000	397,300	420,800	
	113	311,800	353,400	397,700	421,200	
	114	312,300	353,800	398,100	421,600	
	115	312,700	354,200	398,500	422,000	
	116	313,100	354,600	398,900	422,400	
	117	313,400	355,000	399,300	422,800	
	118	313,800		399,700		
	119	314,200		400,100		
	120	314,600		400,500		
	121	315,000		400,900		
	122	315,300		401,300		
	123	315,700		401,700		
	124	316,100		402,100		
	125	316,500		402,500		
	126	316,900		402,900		
	127	317,300		403,300		
	128	317,700		403,700		
	129	318,000		404,100		
	130	318,400		404,500		
	131	318,700		404,900		
	132	319,000		405,300		
	133	319,300		405,700		
	134	319,600				
	135	319,900				
	136	320,200				
	137	320,500				
	138	320,800				
	139	321,100				
	140	321,400				
	141	321,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		205,000	235,900	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定 令和5年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、</p>

規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の105を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「10

規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「10

0分の132.5』とあるのは「100分の65」とする。

4～6 略

(災害派遣手当)

第32条 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は他の法律の規定により派遣された場合にあつては国民の保護のための措置（同法第183条において同法第153条を準用する場合にあつては、緊急対処保護措置）の実施のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派遣された職員、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7の規定により派遣された場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策の実施のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派

0分の127.5』とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(災害派遣手当)

第32条 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は他の法律の規定により派遣された場合にあつては国民の保護のための措置（同法第183条において同法第153条を準用する場合にあつては、緊急対処保護措置）の実施のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派遣された職員、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により派遣された場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため自己の住所又は居所を離れて杉並区に派

遣された職員) 災害対策基本法第
 32条第1項に規定する災害派遣手
 当(武力攻撃事態等における国民の
 保護のための措置に関する法律第1
 54条(同法第183条において準
 用する場合を含む。)において準用
 する場合にあつては武力攻撃災害等
 派遣手当、新型インフルエンザ等対
 策特別措置法第26条の8において
 準用する場合にあつては特定新型イ
 ンフルエンザ等対策派遣手当)

(2) 略

2及び3 略

遣された職員) 災害対策基本法第
 32条第1項に規定する災害派遣手
 当(武力攻撃事態等における国民の
 保護のための措置に関する法律第1
 54条(同法第183条において準
 用する場合を含む。)において準用
 する場合にあつては武力攻撃災害等
 派遣手当、新型インフルエンザ等対
 策特別措置法第44条 において
 準用する場合にあつては新型インフ
 ルエンザ等緊急事態派遣手当)

(2) 略

2及び3 略

第2条による改正(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。ただし、第10条第1項の規 定に基づき指定する職員の期末手当の 額は、職員の給与月額に<u>100分の1 02.5</u>を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。ただし、第10条第1項の規 定に基づき指定する職員の期末手当の 額は、職員の給与月額に<u>100分の1 05</u>を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項</p>

中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 略

中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																																	
給料表 行政職給料表(一) 行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	別表第1及び別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(3,722円、0.98%)を解消するため、給料月額を引き上げる。																																																	
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和6年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20</td> <td>1.075</td> <td>2.275</td> <td>1.20</td> <td>1.075</td> <td>2.275</td> <td>1.20</td> <td><u>1.125</u></td> <td><u>2.325</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20</td> <td>1.075</td> <td>2.275</td> <td>1.20</td> <td><u>1.175</u></td> <td><u>2.375</u></td> <td>1.20</td> <td><u>1.125</u></td> <td><u>2.325</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.40</td> <td>2.15</td> <td>4.55</td> <td>2.40</td> <td><u>2.25</u></td> <td><u>4.65</u></td> <td>2.40</td> <td>2.25</td> <td>4.65</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.20	1.075	2.275	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>	12月期	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.175</u>	<u>2.375</u>	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>	合 計	2.40	2.15	4.55	2.40	<u>2.25</u>	<u>4.65</u>	2.40	2.25	4.65
	区分		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)																																									
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																								
	6月期	1.20	1.075	2.275	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>																																								
	12月期	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.175</u>	<u>2.375</u>	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>																																								
	合 計	2.40	2.15	4.55	2.40	<u>2.25</u>	<u>4.65</u>	2.40	2.25	4.65																																								
	管理職員の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和6年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.00</td> <td>1.275</td> <td>2.275</td> <td>1.00</td> <td>1.275</td> <td>2.275</td> <td><u>1.025</u></td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>2.325</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.00</td> <td>1.275</td> <td>2.275</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>1.325</u></td> <td><u>2.375</u></td> <td><u>1.025</u></td> <td><u>1.30</u></td> <td><u>2.325</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.00</td> <td>2.55</td> <td>4.55</td> <td><u>2.05</u></td> <td><u>2.60</u></td> <td><u>4.65</u></td> <td>2.05</td> <td>2.60</td> <td>4.65</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.00	1.275	2.275	1.00	1.275	2.275	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>	12月期	1.00	1.275	2.275	<u>1.05</u>	<u>1.325</u>	<u>2.375</u>	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>	合 計	2.00	2.55	4.55	<u>2.05</u>	<u>2.60</u>	<u>4.65</u>	2.05	2.60	4.65
	区分		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)																																									
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																								
	6月期	1.00	1.275	2.275	1.00	1.275	2.275	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>																																								
	12月期	1.00	1.275	2.275	<u>1.05</u>	<u>1.325</u>	<u>2.375</u>	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>																																								
	合 計	2.00	2.55	4.55	<u>2.05</u>	<u>2.60</u>	<u>4.65</u>	2.05	2.60	4.65																																								
定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和6年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.675</td> <td>0.525</td> <td>1.20</td> <td>0.675</td> <td>0.525</td> <td>1.20</td> <td>0.675</td> <td><u>0.55</u></td> <td><u>1.225</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.675</td> <td>0.525</td> <td>1.20</td> <td>0.675</td> <td><u>0.575</u></td> <td><u>1.25</u></td> <td>0.675</td> <td><u>0.55</u></td> <td><u>1.225</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>2.40</td> <td>1.35</td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>2.45</u></td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>2.45</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.675	0.525	1.20	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	12月期	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.575</u>	<u>1.25</u>	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	合 計	1.35	1.05	2.40	1.35	<u>1.10</u>	<u>2.45</u>	1.35	1.10	2.45	
区分		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)																																										
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																									
6月期	0.675	0.525	1.20	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>																																									
12月期	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.575</u>	<u>1.25</u>	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>																																									
合 計	1.35	1.05	2.40	1.35	<u>1.10</u>	<u>2.45</u>	1.35	1.10	2.45																																									
定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和5年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和6年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> <td>1.20</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> <td>1.20</td> <td><u>0.5875</u></td> <td><u>0.6375</u></td> <td><u>1.225</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> <td>1.20</td> <td><u>0.60</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>1.25</u></td> <td><u>0.5875</u></td> <td><u>0.6375</u></td> <td><u>1.225</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> <td>2.40</td> <td><u>1.175</u></td> <td><u>1.275</u></td> <td><u>2.45</u></td> <td>1.175</td> <td>1.275</td> <td>2.45</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.575	0.625	1.20	0.575	0.625	1.20	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	12月期	0.575	0.625	1.20	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	合 計	1.15	1.25	2.40	<u>1.175</u>	<u>1.275</u>	<u>2.45</u>	1.175	1.275	2.45	
区分		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)																																										
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																									
6月期	0.575	0.625	1.20	0.575	0.625	1.20	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>																																									
12月期	0.575	0.625	1.20	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>																																									
合 計	1.15	1.25	2.40	<u>1.175</u>	<u>1.275</u>	<u>2.45</u>	1.175	1.275	2.45																																									
施行期日等	1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。																																																	

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第42号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用については、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。

(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区の任命権者に任用される期間に限る。次号において同じ。）が通算して3月以下の会計年度任用職員

(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間における勤務日数及び勤務時間が、1週間当たりの勤務日数が2日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条中「次条」の次に「及び第16条の2」を加える。

第16条第1項中「この条及び第30条において」を削り、「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

第28条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第29条中「次条」の次に「及び第30条の2」を加える。

第30条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「及び」の次に「支給の」を加え、第3章中同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第16条第2項及び第30条第2項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用については、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p><u>(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区の任命権者に任用される期</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p>

間に限る。次号において同じ。)が
通算して3月以下の会計年度任用職
員

(2) 当該増額等改定があった日の属
する年度の4月1日から12月1日
までの期間において発令された任用
期間における勤務日数及び勤務時間
が、1週間当たりの勤務日数が2日
以下で、かつ、1週間当たりの勤務
時間が15時間30分未満の会計年
度任用職員

(フルタイム会計年度任用職員の期末手
当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ
り決定された給料の月額を基礎として
規則等で定める額に100分の130
を乗じて得た額に、規則等で定める支
給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末
手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第1
9条の規定により決定された報酬の額
を基礎として規則等で定める額に10
0分の130を乗じて得た額に、規則
等で定める支給割合を乗じて得た額と
する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手
当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ
り決定された給料の月額を基礎として
規則等で定める額に100分の120
を乗じて得た額に、規則等で定める支
給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末
手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第1
9条の規定により決定された報酬の額
を基礎として規則等で定める額に10
0分の120を乗じて得た額に、規則
等で定める支給割合を乗じて得た額と
する。

3及び4 略

3及び4 略

第2条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条— <u>第30条の2</u> ）	第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条— <u>第30条</u> ）
第4章及び第5章 略	第4章及び第5章 略
附則	附則
（給与）	（給与）
第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。	第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。
（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u>	（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当 <u>及び期末手当</u>
（2） フルタイム会計年度任用職員であって、教特法第2条第2項に規定	（2） フルタイム会計年度任用職員であって、教特法第2条第2項に規定

する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬、期末手当及び勤勉手当

2及び3 略

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法

する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当____及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2及び3 略

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、_____を支給することができる。

3 略

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法

(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第16条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下_____「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び支給の一時差

(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条_____の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び_____一時差

止めは、給与条例の適用を受ける職員
の例による。

4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手
当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそ
れぞれ在職するフルタイム会計年度任
用職員（規則等で定めるフルタイム会
計年度任用職員を除く。）に対して、
それぞれ基準日の属する月の規則等で
定める日に支給する。これらの基準日
前1月以内に退職し、又は死亡したフ
ルタイム会計年度任用職員（規則等で
定めるフルタイム会計年度任用職員を
除く。）についても、また同様とす
る。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定によ
り決定された給料の月額を基礎として
規則等で定める額に100分の11
2.5を乗じて得た額に、勤務成績に
応じて規則等で定める支給割合を乗じ
て得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差
止めは、給与条例の適用を受ける職員
の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フル
タイム会計年度任用職員の勤勉手当の
支給等に関し必要な事項は、人事委員
会の承認を得て、規則等で定める。

止めは、給与条例の適用を受ける職員
の例による。

4 略

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 略

- 2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第30条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 略

- 2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当_____を支給することができる。

3 略

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条_____の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日

前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第18条及び第1

前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則等で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び 一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 略

9条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に10分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則等で定める。

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数									
	現 行			第 1 条による改正 (令和 5 年度の支給月数)			第 2 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)			
	区 分	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
	6 月 期	1.20	—	1.20	1.20	—	1.20	1.20	1.125	2.325
	12 月 期	1.20	—	1.20	1.30	—	1.30	1.20	1.125	2.325
合 計	2.40	—	2.40	2.50	—	2.50	2.40	2.25	4.65	
施 行 期 日 等	1 第 1 条による期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の期末手当に係る規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。 2 第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。									

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第43号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600

33	241,500	333,000	379,300	410,900
34	243,200	334,800	381,100	412,100
35	244,900	336,700	382,700	413,300
36	246,800	338,700	384,100	414,500
37	248,600	340,100	385,500	415,600
38	250,300	341,800	386,800	416,600
39	251,900	343,600	388,100	417,600
40	253,900	345,300	389,300	418,600
41	255,900	346,600	390,400	419,500
42	257,400	348,200	391,600	420,400
43	259,300	349,800	392,800	421,300
44	261,300	351,200	393,800	422,100
45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500
83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400
85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400
90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800
96	351,300	396,500	424,800	448,200
97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	

105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		
129	369,200	410,800		
130	369,400			
131	369,800			
132	370,200			
133	370,600			
134	370,900			
135	371,300			
136	371,700			
137	372,100			
138	372,500			
139	372,900			
140	373,300			

	141	373,600			
	142	374,000			
	143	374,400			
	144	374,700			
	145	375,100			
	146	375,500			
	147	375,900			
	148	376,300			
	149	376,700			
	150	377,100			
	151	377,500			
	152	377,900			
	153	378,200			
	154	378,600			
	155	379,000			
	156	379,400			
	157	379,800			
	158	380,200			
	159	380,600			
	160	381,000			
	161	381,400			
	162	381,800			
	163	382,200			
	164	382,600			
	165	382,900			
	166	383,300			
	167	383,600			
	168	384,000			
	169	384,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		230,600	269,400	292,600	331,700

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(3,722円、0.98%)を解消するため、給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.075	2.275	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.175</u>	<u>2.375</u>	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.40	2.15	4.55	2.40	<u>2.25</u>	<u>4.65</u>	2.40	2.25	4.65
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.00	1.275	2.275	1.00	1.275	2.275	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.00	1.275	2.275	<u>1.05</u>	<u>1.325</u>	<u>2.375</u>	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.00	2.55	4.55	<u>2.05</u>	<u>2.60</u>	<u>4.65</u>	2.05	2.60	4.65
	定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	0.675	0.525	1.20	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	
12月期	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.575</u>	<u>1.25</u>	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.35	1.05	2.40	1.35	<u>1.10</u>	<u>2.45</u>	1.35	1.10	2.45	
定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.575	0.625	1.20	0.575	0.625	1.20	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
12月期	0.575	0.625	1.20	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.15	1.25	2.40	<u>1.175</u>	<u>1.275</u>	<u>2.45</u>	1.175	1.275	2.45	
施行期日等	<p>1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>									

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第44号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第32条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,500	194,300	254,200	277,200	337,500
	2	164,800	196,300	256,400	279,300	340,000
	3	166,100	198,300	258,500	281,400	342,500
	4	167,400	200,300	260,500	283,500	345,000
	5	168,800	202,300	262,500	285,700	347,500
	6	170,300	204,400	264,600	287,800	349,700
	7	171,800	206,400	266,600	289,900	351,900
	8	173,400	208,400	268,700	292,000	354,100
	9	175,000	210,400	270,800	294,200	356,200
	10	176,700	212,400	272,900	296,600	358,300
	11	178,500	214,400	275,000	299,000	360,500
	12	180,400	216,400	277,100	301,400	362,700
	13	182,300	218,500	279,200	303,900	364,900
	14	184,200	220,500	281,300	306,300	367,100
	15	186,200	222,500	283,400	308,800	369,300
	16	188,200	224,500	285,500	311,300	371,500
	17	190,300	226,600	287,600	313,800	373,600
	18	192,600	228,900	290,000	316,000	375,800
	19	194,900	231,100	292,500	318,200	377,900
	20	197,200	233,300	294,900	320,300	380,000
	21	199,500	235,400	297,300	322,400	382,000
	22	200,700	237,500	299,600	324,500	384,100
	23	201,900	239,500	301,800	326,700	386,100
	24	203,100	241,500	304,000	328,900	388,100
	25	204,200	243,400	306,100	331,000	390,100
	26	205,400	245,400	308,300	333,100	392,100
	27	206,600	247,400	310,500	335,300	394,000
	28	207,800	249,300	312,600	337,500	395,900
	29	209,000	251,200	314,600	339,600	397,800
	30	210,200	253,100	316,600	341,800	399,700
	31	211,400	255,100	318,700	343,900	401,600
	32	212,600	257,100	320,700	346,100	403,500
	33	213,800	259,000	322,700	348,200	405,400
	34	215,100	261,000	324,700	350,300	407,300
	35	216,500	262,900	326,800	352,500	409,200
	36	217,800	264,800	328,800	354,600	411,000
	37	219,100	266,700	330,800	356,800	412,800
	38	220,500	268,600	332,800	359,000	414,700
	39	221,800	270,500	334,900	361,100	416,500
	40	223,100	272,500	336,900	363,200	418,300
	41	224,500	274,400	338,900	365,200	420,100
	42	226,100	276,400	341,000	367,100	421,900
	43	227,800	278,300	343,000	369,100	423,700
	44	229,500	280,200	345,000	371,000	425,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	231,200	282,100	347,000	373,000	427,300
46	232,600	284,000	349,000	375,000	429,000
47	234,000	285,900	351,000	376,900	430,700
48	235,400	287,800	353,000	378,800	432,400
49	236,800	289,800	354,900	380,600	434,100
50	238,200	291,700	356,800	382,500	435,800
51	239,600	293,600	358,700	384,400	437,400
52	241,000	295,500	360,600	386,200	439,000
53	242,400	297,400	362,400	388,100	440,500
54	243,800	299,300	364,200	389,900	442,000
55	245,200	301,200	366,100	391,600	443,500
56	246,500	303,100	367,900	393,400	445,000
57	247,800	305,000	369,700	395,200	446,400
58	249,100	306,900	371,400	396,900	447,800
59	250,400	308,800	373,100	398,500	449,200
60	251,700	310,700	374,800	400,100	450,600
61	252,900	312,600	376,400	401,600	451,900
62	254,100	314,500	377,900	403,100	453,200
63	255,300	316,400	379,400	404,700	454,400
64	256,600	318,200	380,800	406,300	455,500
65	257,900	320,000	382,100	407,800	456,500
66	259,200	321,800	383,400	409,200	457,500
67	260,400	323,600	384,600	410,700	458,400
68	261,600	325,400	385,800	412,100	459,300
69	262,800	327,100	386,900	413,400	460,200
70	264,000	328,800	388,100	414,600	461,100
71	265,200	330,400	389,200	415,800	461,900
72	266,500	332,000	390,300	417,100	462,600
73	267,700	333,600	391,300	418,300	463,300
74	269,000	335,200	392,200	419,400	463,900
75	270,200	336,800	393,100	420,600	464,500
76	271,400	338,400	393,900	421,700	465,000
77	272,600	339,900	394,600	422,700	465,500
78	273,800	341,400	395,200	423,700	466,000
79	275,000	342,800	395,700	424,700	466,500
80	276,200	344,100	396,200	425,700	467,000
81	277,400	345,400	396,700	426,700	467,500
82	278,600	346,700	397,200	427,600	468,000
83	279,800	348,000	397,600	428,500	468,500
84	280,900	349,300	398,000	429,300	469,000
85	282,100	350,500	398,300	430,000	469,500
86	283,300	351,600	398,700	430,500	470,000
87	284,400	352,600	399,100	430,900	470,500
88	285,500	353,600	399,500	431,300	471,000
89	286,600	354,500	399,900	431,700	471,500
90	287,700	355,400	400,300	432,200	472,000
91	288,800	356,200	400,700	432,600	472,500
92	289,800	357,000	401,100	433,000	473,000

93	290,800	357,700	401,500	433,300	473,500
94	291,800	358,300	401,900	433,700	474,000
95	292,800	358,900	402,300	434,100	474,500
96	293,800	359,500	402,700	434,500	475,000
97	294,800	360,100	403,100	434,900	475,500
98	295,800	360,700	403,500	435,300	476,000
99	296,700	361,200	403,900	435,700	476,500
100	297,600	361,700	404,300	436,100	477,000
101	298,500	362,100	404,700	436,500	477,500
102	299,400	362,600	405,100	436,900	
103	300,300	363,100	405,500	437,300	
104	301,200	363,600	405,900	437,700	
105	302,000	364,100	406,300	438,100	
106	302,800	364,500	406,700	438,500	
107	303,500	364,900	407,100	438,900	
108	304,200	365,300	407,500	439,300	
109	304,900	365,700	407,800	439,700	
110	305,500	366,100	408,200	440,100	
111	306,100	366,400	408,500	440,500	
112	306,700	366,700	408,900	440,900	
113	307,200	367,000	409,300	441,300	
114	307,700	367,400	409,700	441,700	
115	308,200	367,700	410,100	442,100	
116	308,700	368,000	410,500	442,500	
117	309,100	368,300	410,800	442,900	
118	309,600	368,700	411,200	443,300	
119	310,100	369,000	411,500	443,700	
120	310,600	369,300	411,900	444,100	
121	311,000	369,600	412,300	444,500	
122	311,400	370,000	412,700	444,900	
123	311,800	370,300	413,000	445,300	
124	312,200	370,600	413,400	445,700	
125	312,600	370,900	413,800	446,100	
126	313,000	371,300	414,200	446,500	
127	313,300	371,600	414,600	446,900	
128	313,600	371,900	415,000	447,300	
129	313,900	372,200	415,300	447,700	
130	314,300	372,600	415,700	448,100	
131	314,600	372,900	416,100	448,500	
132	314,900	373,200	416,500	448,900	
133	315,200	373,500	416,800	449,300	
134	315,500	373,900	417,200		
135	315,900	374,200	417,600		
136	316,200	374,500	418,000		
137	316,500	374,800	418,300		
138	316,900	375,200	418,700		
139	317,200	375,500	419,100		
140	317,500	375,800	419,400		

	141	317,800	376,100	419,700		
	142	318,200	376,400	420,100		
	143	318,500	376,700	420,500		
	144	318,800	377,000	420,800		
	145	319,100	377,300	421,100		
	146	319,500	377,600	421,500		
	147	319,800	377,900	421,900		
	148	320,100	378,200	422,200		
	149	320,400	378,500	422,500		
	150	320,800	378,800			
	151	321,100	379,100			
	152	321,400	379,400			
	153	321,700	379,700			
	154	322,000	380,000			
	155	322,300	380,300			
	156	322,600	380,600			
	157	322,900	380,900			
	158	323,200	381,200			
	159	323,500	381,500			
	160	323,800	381,800			
	161	324,100	382,100			
	162	324,400	382,400			
	163	324,700	382,700			
	164	325,000	383,000			
	165	325,300	383,300			
	166	325,600	383,600			
	167	325,900	383,900			
	168	326,200	384,200			
	169	326,500	384,500			
	170		384,800			
	171		385,100			
	172		385,400			
	173		385,700			
	174		386,000			
	175		386,300			
	176		386,600			
	177		386,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		220,200	258,700	277,200	295,200	325,600

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第32条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(3,569円、0.88%)を解消するため、給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.075	2.275	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.175</u>	<u>2.375</u>	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.40	2.15	4.55	2.40	<u>2.25</u>	<u>4.65</u>	2.40	2.25	4.65
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.00	1.275	2.275	1.00	1.275	2.275	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.00	1.275	2.275	<u>1.05</u>	<u>1.325</u>	<u>2.375</u>	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.00	2.55	4.55	<u>2.05</u>	<u>2.60</u>	<u>4.65</u>	2.05	2.60	4.65
	定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	0.675	0.525	1.20	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	
12月期	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.575</u>	<u>1.25</u>	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.35	1.05	2.40	1.35	<u>1.10</u>	<u>2.45</u>	1.35	1.10	2.45	
定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.575	0.625	1.20	0.575	0.625	1.20	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
12月期	0.575	0.625	1.20	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.15	1.25	2.40	<u>1.175</u>	<u>1.275</u>	<u>2.45</u>	1.175	1.275	2.45	
施行期日等	<p>1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>									